

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）（案）」に関するコメント

平成 20 年 5 月 16 日

あずさ監査法人

平成 20 年 3 月 21 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 24 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その３）（案）」について、あずさ監査法人の監査実務従事者のグループにて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出します。

1. 会計方針の変更時期に関して（第 3, 4 項）

本会計基準は年度末からの適用とされているため、四半期 FS や中間 FS においては、会計方針の変更は不要と考えていいか。また、制度変更などにより、期中で退職給付債務を再計算する場合で、再計算時点の割引率から適用することは容認されないということなのか確認させていただきたい。

2. 会計方針の変更が財務諸表に与えている影響の注記について（第 4, 15, 16 項）

本会計基準の適用によって、これまで採用してきた PBO 計算に用いる割引率の決定方法による割引率（重要性基準考慮後）と異なる割引率を用いることとなる場合には、適用初年度の年度末におけるその影響額を当該事業年度に発生した数理計算上の差異に含めて取扱うこととされているが、会計方針の変更による影響額として注記する金額は、

前期末の割引率	1.5%
当期末の割引率（これまで採用してきた割引率の決定方法による）	1.2%
当期末の割引率（当該会計基準の適用による）	1.0%

とすると、1.2%により算定した PBO と 1.0%により算定した PBO の差額が影響額になるということが明確になるように記載してはどうか。

3. 会計方針の変更と数理計算上の差異の処理方法に関して（第 4, 16 項）

本会計基準 4 項では、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差異は、当該事業年度に発生した数理計算上の差異として処理することになっているが、会計方針の変更（本会計基準 16 項）であれば、損益処理や剰余金処理となるのではないかと考えられるが、本会計基準において当該会計方針の変更による影響を数理計算上の差異として適用初年度において発生したものとして、会社の定める処理年数による償却（将来にわたって処理）とした経緯を補足記載していただきたい。

4. 実務指針第 10 項のころがし計算の取扱いに関して（第 5 項）

貸借対照日前の一定日における退職給付債務によるころがし計算の取扱い（退職給付会計に関する実務指針第 10 項）に関して、本会計基準の適用により貸借対照日現在の割引率の変動が退職給付債務に重要な影響を与えやすくなり、その結果、再計算の必要性が高まるため、実務上の支障がないような配慮について、記載が必要ではないか。

5. 改正の考え方に関して（第 9, 10 項）

日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」第 59 項において、注解（注 6）のなお書きの趣旨は、「期末時に

おける割引率として用いる長期債券等の利回りが異常な要因により歪んでいると思われる場合に、過去の一定期間の利回りの変動を考慮して補正を行うことができるという意味である」とされている。本会計基準案では、この注解（6）のなお書きの趣旨について触れていないことから、異常な要因により期末時の長期債券等の利回りが歪んだ場合の考え方が明確でないと思われるため、なお書きが削除された理由がより明確になるように記載の追加の検討が必要ではないか。

6. 会計方針の変更に関して（第 16 項）

本会計基準の適用初年度において会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う旨は、本文（第 4 項）に記載したほうがよいのではないかと。

第 4 項では、会計方針の変更として取り扱う旨の断りがなく、「会計方針の変更が財務諸表に与えている影響～」とされており、唐突な感があるように思われる。

以 上